

四街道市営自転車等駐車場条例新旧対照表

改正案				現 行			
(使用料) 第13条 利用登録を受けた者は、次に定めるところにより使用料を納付しなければならない。				(使用料) 第13条 利用登録を受けた者は、次に定めるところにより使用料を納付しなければならない。			
		区分				金額	
定期 利 用	(略)			定期 利 用	(略)		
	一時利 用	1回につき	原動機付自転車 自転車		200円 100円	一時利 用	1回につき
						回数券 (自転車 11回分)	1,000円
備考 (略)				備考 (略)			